

29 兵器拠下に関する注意の件に付各地方庁へ通牒

〔昭和七年三月〕

(注記1)  
官普二号  
定決裁  
2月25日 文書課長  
〔宮下〕  
送  
2月26日 起案者  
〔川井〕

昭和七年二月二十日起案

学務課長／  
普通学務局長 花押  
〔武部〕

(注記2)

〔船越〕  
〔佐藤〕  
〔江田〕  
〔印〕

案

年 月 日

各地方長官宛

兵器拠下ニ関スル注意ノ件

(注記3)  
陸軍兵器本廠ヨリ別紙「兵器拠下ニ関スル注意」ノ徹底方ニツ  
キ依頼有之タルニ付貴管下関係方面ニ可然御示達相成度

備考

別紙ハ学務課ニアリ

別紙ハ学校、青年訓練所等ニ対シテ兵器拠下ニ関シ代金納入  
方法、拠下申込形式等種々ノ注意事項ヲ詳記シタル印刷物ニ  
シテ適當ノモノト認ム

銃拠第一八一号

挙啓現下國家多事ノ秋ニ方リ国民精神作興ノ為御尽粹ノ段邦家

(下) 札

ノ為大慶至極ニ存候却説從來諸学校、在郷軍人会、青年訓練所等ニシテ教練又ハ軍事研究ノ目的ヲ以テ兵器ノ払下ヲ希望スルモノ年々多キヲ加ヘ候處其ノ払下手続規定ニ合セサル為當廠ノ業務上多大ノ不利不便ヲ感スルノミナラス時トシテハ之カ為ニ

払下時期ヲ遷延シ又ハ折角ノ希望ニ応シ得サルコトモ有之当廠トシテモ甚夕遺憾ニ存シ居ル次第ニ御座候就テハ貴府御繁忙ノ折柄甚夕恐縮ニハ存シ候ヘ共別紙「兵器払下ニ関スル注意」ニ依リ貴關係箇所ニ対シ将来之力徹底方御尽力相煩度此段御願申上候

(注記4)

昭和六年十二月

陸軍兵器本廠 印

二月十九日再受印 (内容ニ付多少改正ノ上〔訂正〕セシメ)

タリ

文部省普通学務局御中

兵器払下ニ關スル注意 (彈薬ヲ除ク)

一、学校、在郷軍人会其ノ他ノ團体ニ対シ陸軍兵器本廠ニ於テ実施スル旧式又ハ不用軍用銃砲、刀劍及払下用兵器ノ払下

ハ左記要領ニ依ルモノトス

(一) 軍用統砲及刀劍ノ払下ニ在リテハ讓渡人ヨリ払下願書

(様式) ヲ以テ監督官庁 (学校關係ハ文部省、殖民地關係ハ拓務省) 在郷軍人会關係ハ在郷軍人会本部ヲ經

由シ本廠長ニ其ノ他ノ兵器 (例へハ革具、喇叭、円匙等) ニ在リテハ讓渡

人ヨリ兵器払下願 (様式) ヲ以テ直接陸軍兵器本廠長ニ願

出ツルモノトス 払下願ニハ總テ納証 (様式) 二通及讓渡

許可証 (軍用統砲ニ限ル但シ配屬將校) ヲ添付スルモノトス

(二) 陸軍兵器本廠ハ払下願書ヲ受クレハ之ヲ調査シ讓渡人ニ對シ払下兵器交付票及納入告知書ヲ發行ス

(三) 讓渡人ハ前項納入告知書ニ基キ指定期日内ニ日本銀行本店、支店、代理店又ハ出張所ニ納金シ其ノ領收証書ヲ払下兵器交付票ニ指定セル部隊 (現品交付) ニ提示シ現品ヲ受領スルモノトス

小切手、郵便為替、振替貯金等ニ依ル送金ハ通常本廠ニ於テ受理セサルモノトス

(四) 払下実施ニ際シテハ前各項ニ述ヘタル諸注意ノ外払下兵器交付票ニ記載セル讓渡人注意事項ヲ熟読スルヲ要ス

(五) 不用軍用銃及銃剣ハ在庫數ノ關係上年々監督官庁ニテ配当スル數以外ニハ払下ヲ実施シ得ス又青年訓練所ニ対シテハ當分ノ間払下ヲ実施セサルモノトス

(六) 払下兵器ノ種類、価格ハ附表第一、第二ノ如シ

二、軍用銃砲及刀劍ニシテ保管者ニ於テ不用ニ帰シタルモノ又

ハ燒失残留品等ノ処理ニ關シテハ夫々監督官庁ヲ經テ陸軍兵器本廠長ニ協議スルモノトス

三、新品銃及銃剣ノ払下ハ陸軍造兵廠ニ於テ取扱フ其ノ代価次

ノ如シ

銃ノミ 四三、六〇〇

銃剣其ノ他附屬品一式 二一、二〇〇

備考 弹薬ノ払下ニ關シテハ別ニ定ムル規定ニ依ル

陸軍兵器本廠

昭和六年十二月

(東京市麹町区三宅坂)

〔<sup>加筆</sup>様式第二〕

(紙ノ大サ半紙判)

不用軍用銃器払下願

文部省配當承認第 号

一、何々銃 何拾挺

右当校生徒教練用射教練用又ハ何々用トシテ貴廠不用軍用銃払下相受候上ハ嚴重ニ保管シ濫ニ転売若ハ保管転換等不致候条払下方御取計相成度別紙納証及所轄警察署ノ銃砲譲受許可証相添此段相願候也

何県何々警察署管内

何府何郡何町村

職 氏名 印

年 月 日

陸軍兵器本廠長 殿

前二払下ヲ受ケタル備附銃数(一例ヲ示ス)

品 目	員 数	払下ヲ受ケタル官衙	保 存 状 況
村田歩兵銃	一〇〇	明治四十年一月 陸軍兵器本廠	内二挺ハ遊底破損、使用ニ堪ヘス 其他ハ完全ナリ
三十年式騎銃	三〇	大正五年八月 陸軍造兵廠東京工廠	全部完全ナリ
三八式歩兵銃	五〇	大正十二年五月 陸軍兵器本廠	同

備考 売却若ハ亡失シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルモノトス

注意

一、軍用銃砲及刀剣ノ払下願書ハ監督官庁ヲ経由シ提出スルモ

ノトス

一〇〇

二、本願書ノ末尾ニ前記ノ例ニ従ヒ以前払下ヲ受ケタル小銃ノ種類、数量、年月日及交付官衙若ハ供給者並其ノ現況ヲ附記スルモノトス 但シ備附小銃ナキ場合ハ其ノ旨附記ス

三、本願書及警察署ノ譲受許可証ハ各一通ヲ提出スルモノトス 但シ官公立学校ニシテ譲受証可証ヲ添付セサルトキハ所轄警察署名(所在地等)ヲ記入ス

四、払下小銃一挺ニ附属セシムヘキ属品ハ通常次ノ如シ

銃口蓋 壱、洗管 壱、転螺器 壱、負革 壱、彈薬盒前盒 壱、銃劍 壱、帶革 壱、劍差 壱

五、納証ハ二通添付スルモノトス

六、在郷軍人会等ノ払下出願ニ在リテモ亦本様式ヲ準用スルモノトス

サルヲ要ス

七、払下兵器ハ總テ嚴重ニ保管シ濫ニ転売又ハ保管転換ヲ為サ

〔<sup>加筆</sup>様式第二〕

(紙ノ大サ半紙判)

銃器払下願  
(銃砲、刀剣以外)  
(払下願ニ用フ)

一、何々

一、何々

右当 教練用トシテ払下方御取計相成度別紙納証相添此

段相願候也

讓渡人 住所

職 氏名

印

讓渡人 住所

ノトス

注意

一、軍用銃砲及刀剣ノ払下願書ハ監督官庁ヲ経由シ提出スルモ

ノトス

年月日

陸軍兵器本廠長

殿

備考 軍用統砲及刀劍以外ノ払下兵器願書ハ讓渡人ヨリ直

接本廠長宛願出ツルモノトス

(加筆)  
様式第三

納証(正副二通ヲ要ス)(紙ノ大サ半紙判)

一、金何円何十錢也

内訳

名稱	員數	単価	小計
何々		円	
		円	
		円	
		円	

右金額指定ノ期日内二納付可致候也

住所  
讓渡人 氏名 印

陸軍兵器本廠御中

(加筆)  
附表第二

払下兵器品目価格標準表(昭和六年十二月)

陸軍兵器本廠

品目	壳数	価格	摘要	年月日
三八(四四)式歩兵(騎)銃銃剣共	一五〇〇〇	円		
三八(四四)式歩兵(騎)銃銃剣共	一五〇〇〇	円		
学校及在郷軍人会二払下ク <small>(特)八在郷軍人会ニノミ私下ク 種別ハ其ノ都度指示ス</small>	一五〇〇〇	円		
銃屬品及銃剣ヲ除キタルモノトス				

附表第二

払下用兵器品目価格表(器機)

品目

員数

円

価格

備考	呴喇			訣内						
	劍銃式年十三			銃(騎)兵歩式(四四)			品属			銃
	劍	帶	劍	前	負	銃口蓋、轉螺器、洗管	革	革	盒	
三八(四四)式歩兵(騎)銃一組ニハ銃口蓋、負革、轉螺器、洗管、前盒、劍、帶革、劍差各一ヲ附ス	一箇	一箇	一組	一箇	一箇	一振	一箇	一箇	一組	一挺
	○五〇	三〇〇	○二〇	一〇〇	二五〇	六五〇	二〇〇	一五〇	一五〇	(特)五〇〇
			一組ハ擬製彈五箇挿弾子二箇トス						一組ハ上記品目各一箇トス	

(注記1)

「完結」

(注記2)

「記録挿／10、  
2、21／致領」

(注記3)

「1」

(注記4)

「文部省／昭和7・1・6官署2冊」

(ト札)

(破損)

〔月自昭7年2月至昭15年7  
文部省⑤学校教練第2冊〕  
3A, 32—7, 2540